

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">良質構造物設計施工技術検討業務実施要領</p> <p>1～8 [略]</p> <p>別 添</p> <p style="text-align: center;">良質構造物設計施工技術検討業務の価格積算基準</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(参考資料) [略]</p> <p>参考－1 [略]</p> <p>参考－2</p> <p style="text-align: center;">○○○に係る良質構造物設計施工技術検討業務特別仕様書（記載例）</p> <p>(適用範囲) 第1条～(対象工事及び対象構造物) 第4条 [略] (管理技術者)</p> <p>第5条 本業務の管理技術者は「○○年度□□□□実施設計業務」の管理技術者とする。 なお、これによりがたい場合は、本業務の監督職員と協議を行うものとする。</p> <p>(業務内容)</p> <p>第6条 業務の実施内容は次のとおりである。 受注者工事担当が対象工事（対象構造物）の施工計画書を樹立する際に、対象構造物の設計に関する留意点等を反映させ良質な構造物を施工するため、「○○年度□□□□実施設計業務」における設計者が技術検討会に出席し、打合せを行うものとする。</p> <p>1. ～4. [略]</p> <p>(貸与資料等)</p> <p>第7条 貸与資料は次のとおりである。 ・「○○年度□□□□実施設計業務」報告書 一式 ・対象工事の特別仕様書、図面 一式</p> <p>(成果物) 第8条～(定めなき事項) 第11条 [略]</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">良質構造物設計施工技術検討業務実施要領</p> <p>1～8 [略]</p> <p>別 添</p> <p style="text-align: center;">良質構造物設計施工技術検討業務の価格積算基準</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(参考資料) [略]</p> <p>参考－1 [略]</p> <p>参考－2</p> <p style="text-align: center;">○○○に係る良質構造物設計施工技術検討業務特別仕様書（記載例）</p> <p>(適用範囲) 第1条～(対象工事及び対象構造物) 第4条 [略] (管理技術者)</p> <p>第5条 本業務の管理技術者は「<u>平成</u>○○年度□□□□実施設計業務」の管理技術者とする。 なお、これによりがたい場合は、本業務の監督職員と協議を行うものとする。</p> <p>(業務内容)</p> <p>第6条 業務の実施内容は次のとおりである。 受注者工事担当が対象工事（対象構造物）の施工計画書を樹立する際に、対象構造物の設計に関する留意点等を反映させ良質な構造物を施工するため、「<u>平成</u>○○年度□□□□実施設計業務」における設計者が技術検討会に出席し、打合せを行うものとする。</p> <p>1. ～4. [略]</p> <p>(貸与資料等)</p> <p>第7条 貸与資料は次のとおりである。 ・「<u>平成</u>○○年度□□□□実施設計業務」報告書 一式 ・対象工事の特別仕様書、図面 一式</p> <p>(成果物) 第8条～(定めなき事項) 第11条 [略]</p>

(別表-1)

用語の定義

(1)～(10) [略]

(11)「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(12)「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成、提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

(13)「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。

(14)～(28) [略]

(別表-1)

用語の定義

(1)～(10) [略]

[新設]

[新設]

(11)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

(12)～(26) [略]

改正後

様式-1 技術検討会議事録

第 回	前回	年 月 日	頁
<u>発注者工事担当確認日</u>		<u>受注者工事担当確認日</u>	<u>設計者確認日</u>
年 月 日確認済		年 月 日確認済	年 月 日確認済
発注者	受注者 ^{※1}		
件 名			
出席者名	発注者 工事担当	日 時	年 月 日
	受注者 工事担当	場 所	
	設計者		
打 合 せ 資 料			
技術検討会の検討内容			
議 事 内 容			

- ※1 受注者とは技術検討業務の受注者である。
 ※2 受注者側の担当者が取りまとめた内容について、監督職員と調整後、発注者工事担当、受注者工事担当、設計者が相互に確認する。
 (議事内容については、後日発言者が分かるよう明示する。)

現 行

様式-1 技術検討会議事録

第 回	前回	<u>平成</u> 年 月 日	頁
確認欄	<u>発注者工事担当</u>		<u>設計者</u>
	<u>受注者工事担当</u>		
発注者	受注者 ^{※1}		
件 名			
出席者名	発注者 工事担当	日 時	<u>平成</u> 年 月 日
	受注者 工事担当	場 所	
	設計者		
打 合 せ 資 料			
技術検討会の検討内容			
議 事 内 容			

- ※1 受注者とは技術検討業務の受注者である。
 ※2 受注者側の担当者が取りまとめた内容について、監督職員と調整後、正副3部作成し発注者工事担当、受注者工事担当、設計者が相互に確認し1部ずつ保管する。
 (議事内容については、後日発言者が分かるよう明示する。)

改正後

現行

参考-3

〇〇〇に係る良質構造物設計施工技術検討業務現場説明書（記載例） [略]

参考-4

良質構造物設計施工技術検討業務請負請書（例）

- 1. 業務名 〇〇〇〇事業
〇〇〇〇に係る良質構造物設計施工技術検討業務
- 2. 実施場所 〇〇〇〇地内
- 3. 実施期間 着手 年 月 日まで
完了 年 月 日まで

4. 請負代金 〃
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〃

上記の業務について、次の各条項を厳守のうえ、請負契約し、信義に従って誠実にこれを履行します。

条 項

第1条～第18条 [略]

第19条 業務の成果物の契約不適合又はその契約不適合によって生じた発注者の損害については、その引渡し後、1年間担保の責めに任ずる。

第20条 [略]

年 月 日

殿

受注者 住所
氏名 印

参考-3

〇〇〇に係る良質構造物設計施工技術検討業務現場説明書（記載例） [略]

参考-4

良質構造物設計施工技術検討業務請負請書（例）

- 1. 業務名 〇〇〇〇事業
〇〇〇〇に係る良質構造物設計施工技術検討業務
- 2. 実施場所 〇〇〇〇地内
- 3. 実施期間 着手 平成 年 月 日まで
完了 平成 年 月 日まで

4. 請負代金 〃
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〃

上記の業務について、次の各条項を厳守のうえ、請負契約し、信義に従って誠実にこれを履行します。

条 項

第1条～第18条 [略]

第19条 業務の成果物の瑕疵又はその瑕疵によって生じた発注者の損害については、その引渡し後、1年間担保の責めに任ずる。

第20条 [略]

平成 年 月 日

殿

受注者 住所
氏名 印

改正後	現行
<p>参考-5</p> <p style="text-align: center;">随意契約理由書(例)</p> <p>件名：〇〇〇〇に係る良質構造物設計施工技術検討業務 (注：〇〇〇〇は、□□頭首工の施設固有名を付加する)</p> <p>本業務は、「〇〇年度□□頭首工実施設計業務」(以下「<u>対象業務</u>」という。)において設計された□□頭首工に関し、受注者が立案する施工計画の詳細検討を行う際に、対象業務の管理技術者もしくはこれに準ずる技術者(以下「設計者」という。)及び◎◎工事(対象とする工事)の発注者工事担当、受注者工事担当等の工事関係者が参加し、対象構造物の設計における設計思想、技術的留意点及び施工段階における技術的留意点等について相互に確認、検討することにより、良質な構造物の設計施工の促進を図るものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、対象業務を実施し、その設計者を有する下記の業者が唯一の者であるため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行うものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">〇〇コンサルタント(株)</p>	<p>参考-5</p> <p style="text-align: center;">随意契約理由書(例)</p> <p>件名：〇〇〇〇に係る良質構造物設計施工技術検討業務 (注：〇〇〇〇は、□□頭首工の施設固有名を付加する)</p> <p>本業務は、「<u>平成</u>〇〇年度□□頭首工実施設計業務」(以下「<u>対象業務</u>」という。)において設計された□□頭首工に関し、受注者が立案する施工計画の詳細検討を行う際に、対象業務の管理技術者もしくはこれに準ずる技術者(以下「設計者」という。)及び◎◎工事(対象とする工事)の発注者工事担当、受注者工事担当等の工事関係者が参加し、対象構造物の設計における設計思想、技術的留意点及び施工段階における技術的留意点等について相互に確認、検討することにより、良質な構造物の設計施工の促進を図るものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、対象業務を実施し、その設計者を有する下記の業者が唯一の者であるため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行うものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">〇〇コンサルタント(株)</p>